

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団緊急対策基準

平成18年5月30日
改正平成20年9月25日
改正平成21年2月16日
改正平成23年4月1日
改正平成27年12月1日
改正平成29年11月1日

この基準は、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団個人情報保護規程（以下「規程」という。）第5条第1項第3号オに定める個人情報保護マネジメントシステムを実現する文書の一部とし、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団個人情報保護規程施行規則（以下「規則」という。）第29条に規定された緊急対策は、この基準による。

（目的）

第1条 本基準は、当財団における個人情報の収集、利用、提供および管理に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいなど）が顕在化した場合の、緊急対策手順を規定することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本基準を適用する範囲は、規程において定める例による。

（緊急事態の定義）

第3条 本基準で定める緊急事態とは、個人情報の保護に直接関係するものおよび個人情報の保護に大きく影響を与えるものをいう。

（緊急事態の分類）

第4条 前条に定める緊急事態の分類と対象となる事件・事故の例は、次のとおりとする。ただし、類似の事象が発生した場合は、以下の例に捕われず緊急事態ととらえ、本手順を適用するものとする。

（1）個人情報に直接関係する緊急事態の例

- ・個人情報漏えい事故。この場合、発見された場所は財団内外を問わない。
- ・個人情報の不正持ち出し。
- ・個人情報の盗難。
- ・配送中など外部での個人情報の紛失。
- ・大規模な個人情報の紛失・損傷。

（2）情報システムに関する緊急事態の例

- ・ウィルスの侵入によるシステムダウン。
- ・ハッキング／クラッキング行為によるシステムの乗っ取り。
- ・社内外の不適切な者による管理者権限の取得。
- ・ID／パスワードなどの流出。
- ・ネットワーク上の個人情報の破壊および改ざん行為。
- ・ノートPCの紛失または盗難。

（緊急事態の発見と連絡）

第5条 緊急事態を発見した者は、直ちに個人情報管理責任者に報告する。ただし、個人情報管理責任者に連絡できない場合は、「緊急連絡網」を用いた適切な報告、または部門個人情報管理者へ報告する。

（対応手順）

第6条 緊急事態発生時の対応手順は、次のとおりとする。

(1) 緊急事態の内容ごとに緊急対応責任者を以下のように定める。

a) 個人情報に直接関係する緊急事態

個人情報管理責任者。ただし、個人情報管理責任者が緊急対応を行えない場合には、事務局長が状況把握の責任を持つ。

b) 情報システムに関する緊急事態

情報システム管理責任者。ただし、情報システム管理責任者が緊急対応を行えない場合には、事務局長が状況把握の責任を持つ。

c) 上記の a) および b) に関わらず、理事長は緊急対応責任者を任命することができる。この場合、緊急対応責任者が複数となって指揮命令系統の混乱を招かぬよう留意する。

(2) 緊急対応責任者は、冷静・沈着に情報を収集、分析し、問題の大きさと影響範囲をできる限り特定し、緊急事態の状況を把握する。同時に理事長に適切に問題点を連絡し、必要に応じて理事長の判断を仰ぐ。

(3) 緊急対応責任者は、収集、分析した情報を元に、以下の内容に関する緊急対策を検討し、決定する。必要に応じて、関係各部門と協議の上、緊急対策を決定する。緊急対策は、定常的な業務の遂行に優先して実施する。

a) 被害の拡大の防止

b) 情報システムの問題で、外部への二次的被害をもたらす可能性がある場合には、システムの一部切り離しまたは停止措置により、強制的に被害の拡大を防止する。

c) 被害が顧客など外部の者に広範囲に及ぶ場合、緊急対策会議を召集する。この会議には理事長をはじめ、必要と判断した者であれば、部門、階層を問わず参加を指示する。

また、被害が発生した個人情報の内容を本人に速やかに通知するため、緊急対応責任者は、当該本人に被害状況を直接通知、もしくは財団のホームページ上に公表するなどの対策を講じる。

d) 理事長は、個人情報管理責任者に指示し、二次被害の防止、類似事案の発生回避などの観点から、可能な限り事実関係、発生原因及び対応策を財団ホームページ上に公表するなどの対策を講じる。

e) マスメディア等によって当財団の信用に影響が出る懸念がある場合には、理事長および広報と協議し、対策を講じる。

f) 必要に応じて、顧客、監査官庁、所属団体および（一財）日本情報経済社会推進協会等への連絡に関する立案および指示を行なう。

g) 特定個人情報に関する事故が発生した場合には、個人情報保護委員会ウェブサイトを確認し、報告が必要な事故に該当するかを判断した上で、必要に応じて個人情報保護委員会へ報告する。

(4) 発生原因および被害状況の分析は、以下のとおり行なう。

a) 緊急対応責任者は、速やかに緊急事態の発生原因の特定を行なう。同時に、被害状況を正確に把握するため情報を収集する。

b) 各部門は、緊急対応責任者の指示の下、定常的な業務の遂行に優先して指示事項を実施する。

(5) 恒久対策（再発防止）の可否の判断は、以下のとおり行なう。

a) 恒久対策を行わない限り被害の拡大を停止できない場合は、緊急対応責任者は緊急対策会議を招集し、緊急対策会議にて恒久対策を検討する。

- b) 既に第3号の対応により、被害の拡大が発生しない状況になっている（沈静化している）場合には、緊急対応責任者が発生原因と被害状況を元に、恒久対策の要否を判断する。
- (6) 緊急対応責任者は、関係各部署と調整を行いつつ、恒久対策を実施または指示する。
- (7) 緊急対応責任者は、緊急対応のみで終了した緊急事態に対しては緊急対応の有効性を、恒久対策を実施した緊急事態に対しては恒久対策の有効性の確認を実施する。
- (8) 個人情報管理責任者または緊急対応責任者は、第2号から第6号について「個人情報事故報告書」（規則第19号様式）として記録する。同報告書は、規則第27条に定める個人情報保護マネジメントシステムの見直しのインプットとする。

(緊急事態からの学習)

- 第7条 個人情報管理責任者は、緊急事態が発生し、取り得る緊急対応が完了した段階、または恒久対策が完了した段階のいずれかにおいて、財団内で情報を共有化する必要性の有無を判断する。
- 2 情報共有化が必要であると判断した場合は、会議体または文書により、緊急事態の内容・状況および対応によって学んだ点を職員に伝える。

附則

この基準は平成20年9月25日から施行する。

附則

この基準は平成21年2月16日から施行する。

附則

この基準は平成23年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成27年12月1日から施行する。

附則

この基準は平成29年11月1日から施行する。